

「令和4年度沖縄県伝統芸能公演（高校生選抜かりゆし芸能公演）
企画・広報・運営業務」企画提案仕様書

1 委託業務名

令和4年度沖縄県伝統芸能公演（高校生選抜かりゆし芸能公演）企画・広報・運営業務

2 目的

沖縄県伝統芸能公演（高校生選抜かりゆし芸能公演）は、沖縄県郷土芸能ソロコンテスト（以下、ソロコンテストという。）入賞者による舞台披露機会の創出、また舞台公演を通して、実演家や入賞者同士の交流を図ることで、若手実演家の育成に寄与することを目的として実施する。

3 履行期間（予定）

契約締結日から令和5年3月31日（金）

4 委託料上限額

委託料上限額は、2,134,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
（当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。）

5 公演実施日

- (1) 日 程：令和4年8月21日（日）※前日20日（土）リハーサル予定
- (2) 場 所：国立劇場おきなわ 小劇場
- (3) 時 間：要調整
- (4) 入場料：1,000円
- (5) 内 容：琉球古典音楽、琉球舞踊等

6 委託業務内容

(1) 公演実施にかかる業務

ア 出演者の選定及び調整について

- (ア) 本事業の目的を達成するため、出演者等を事業内容に沿って適切に選定すること。
- (イ) 出演者への依頼・報酬支払いなど、出演に係る調整を行うこと。
- (ウ) 衣裳や小道具等の賃借物の調整を行うこと。
- (エ) その他、必要に応じて出演者との事前調整を行うこと。

※沖縄県高等学校文化連盟及び沖縄県高校生郷土芸能ソロコンテスト実行委員会より、入賞者の名簿を共有

イ 公演の運営について

- (ア) 会場設営・公演実施に係る職員の手配を行うこと。
- (イ) 必要に応じて事前に入場整理券等の配布を行うなど、円滑な公演実施に努めること。
- (ウ) 舞台運営に係る職員を適切に配置すること。
- (エ) 公演に関するチケットの販売管理・問い合わせ窓口業務を行うこと。
- (オ) 公演当日に来場者を対象としたアンケートを実施すること。

(カ) その他、公演を円滑に行う為に必要な調整を行うこと。

ウ 安全面の管理について

(ア) 公演実施にあたり、会場内外の安全対策を図ること。特に雨天や強風等の悪天候の場合には、安全面に十分に配慮するとともに、沖縄県文化振興会及び国立劇場おきなわと調整を図ること。

(イ) 出演者が18歳未満または高校生以下の場合は、事前に保護者の同意を得る等、配慮すること。

(ウ) 出演者及び来場者、関係者等の安全に留意すること。

(エ) 感染症等の影響も考えられるため、かりゆし芸能公演における感染拡大予防ガイドラインに沿って公演を実施すること。また、感染対策にかかる検査費用等は、当該公演に従事する人数分を必要経費として計上すること。

(2) 広報に関する業務

公演の周知及び集客を図るため、広報業務を行うこと。

(ア) 広報に関するスケジュールを作成すること。

(イ) 広報物を作成すること。なお、作成にあたっては別紙を参照し、主催者と協議のうえ、実施することとする。

(ウ) 関係団体等への広報物の送付や、新聞紙面での広告や広報誌等効果的と認められる手法を用いて広報を実施すること。

(エ) 公演パンフレットを作成し、公演当日の来場者に配布すること。

(3) 経費等

上記(1)～(2)に係る経費の支払いを行うこと。

なお本公演の入場料については、振興会の収入とする。

(4) その他

(ア) 業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを定期的実施すること。

(イ) 業務実施にあたり(公財)沖縄県文化振興会(以下「振興会」という。)と協議のうえ、業務遂行に必要とされる業務を行うこと。

7 成果物等について

(1) 公演終了後、1ヶ月以内に事業の結果等を記載した実績報告書を提出すること。

(2) 実績報告書に併せて、収支決算書を作成し、支払を証明する証憑書類(見積書、納品書、請求書、領収書及び根拠資料等)の写しを付けて提出すること。

(3) 公演の様子が分かる写真データ及び映像を収めたDVD(5部)を提出すること。

8 著作権

著作権及び使用権は次のとおりとする。

(1) 成果物の著作権及び使用権は、振興会に帰属する。

(2) 本委託業務にて撮影した映像、写真等の著作権は及び使用権は振興会に帰属する。

(3) 振興会は受託者の承諾なしに、映像、写真などを加工・編集できるものとする。

(4) 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

9 企画提案に係る注意事項

(1) 委託予定業者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するとは限らない。

(2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、具体的な業務内容については予算や諸事情を勘案して振興会との調整により決定するものである。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は、当該事項について別途協議を行うこととする。